

舞鶴市入札監視委員会(令和4年度) 議事概要

開催日時及び場所	令和4年8月4日(木) 午後1時30分～3時25分 舞鶴市役所 本館4階 議員協議会室	
出席委員氏名	^{たかはしゆきお} 高橋 行雄 (弁護士) 委員長 ^{たまだかずや} 玉田 和也 (舞鶴工業高等専門学校建設システム工学科教授) ^{かみこあきお} 上子 秋生 (学校法人立命館大学教授)	
議事概要	1 開会あいさつ (堤副市長) 2 委員長互選・あいさつ (高橋委員長) 3 議事 (1) 入札及び契約手続きの運用状況等の報告 入札状況全般、年度別比較、詳細分析の結果等について事務局より報告 (2) 令和3年10月～令和4年3月の建設工事(抽出工事)に係る落札者決定までの審議 抽出案件の工事概要と入札経過等について工事担当課及び事務局より説明 (3) 入札契約手続きの改善に関する審議 前回の委員会以降に行った改正内容等について説明 4 その他 ・ 次回の抽出委員に高橋委員を選出した。 ・ 次回の開催は令和5年1月又は2月を予定する。	
審議対象期間	令和3年10月1日～令和4年3月31日	
抽出案件	総件数 5件	(備考) 入札対象件数 43件
一般競争入札	3件	
指名競争入札	2件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	意見・質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容要旨	議事(1)関係 特になし 議事(2)関係 手順どおり行った事に満足するのではなく、常にその結果について、市民目線でおかしな結果が出ないためにはどうしたらいいかということを中心に考えていただきたい。 議事(3)関係 発注して終わりではなく、結果を分析して次に繋げるという好循環の考え方について、進めていただきたい。	

「3 議事 (1) 入札及び契約手続きの運用状況の報告」関係

意見・質問	回答等
舞鶴市における予定価格と最低制限価格は、誰がどのように決定しているのかについて確認しておきたい。	<p>予定価格は、各々の課長が定めています。いわゆる歩切りは違法であるとされているため、設計額とほぼ同額となります。</p> <p>最低制限価格は、過去に発生した漏洩事件の反省により、直前に作成することとしており、電子入札の場合は、入札を締め切った後から開札までの間に算定しています。</p> <p>技術職員3名がそれぞれ国のモデル式及び工事の難易度などから算定し、その平均を最低制限価格としています。</p>
契約相手に申し込みをさせた後に最低制限価格を作成する手順に問題はないのか。	電子入札システムの機能を前提に不正が起こらない仕組みとしているものです。
予定価格がわかれば、過去の経験値から最低制限価格がわかる効果があるように思えるが、その認識で良いか。	<p>積算の内訳が正確にわからないと最低制限価格にはたどり着きません。概ね近いところまでは推測できるということです。</p> <p>なお、本市では実施していませんが、最低制限価格を開札前に公表している自治体があります。</p>
応札率と最低制限価格のグラフ（資料1の13頁）の建築一式や水道施設では、最低制限価格の波形と応札率の波形が明確にずれているところがある。この理由は何か。	水道がわかりやすいと思いますが、2021年の水道施設は金額帯が高い工事が多かったため、金額帯が集中する箇所によりずれが生じたのではないかと考えられます。

「3 議事 (2) 抽出工事に関する工事の概要と入札の状況について」関係

抽出の趣旨（上子委員）
<p>以下のことに着目し、競争原理が働きにくい状態にあると見られる5件を抽出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12者中10者や10者中8者のように辞退者が多いこと。 ・失格者を多数出し、落札率が高くなっていること。 ・2者しかいない参加者のうち1者が辞退していること。

① 京口地区水路改修工事

意見・質問	回答等
年度末の押し迫った工事時期でないにも関わらず、12者中10者の辞退を出した原因をどのように捉えているか。	<p>入札発注工事一覧表（資料3）で見ると、この工事No.12と同じタイミングでNo.8とNo.11を同じ等級の業者に発注しており、発注金額が低くなるに比例して辞退者が多くなっています。</p> <p>技術者の数に余裕がないとか手持ちの工事があることなどが考えられます。</p>

<p>少しずつ日にちをずらせば参加者が増える可能性はあるか。</p>	<p>設計のタイミングが難しいかもしれませんが、平準化の観点で改善の可能性はあるかなと思います。</p>
<p>C等級の業者にできるだけ仕事をしてもらう趣旨なのかもしれないが、手間をかけて少額の工事を発注した結果、辞退者が多いのであれば、ある程度まとめて金額規模を大きくした方が、トータルとして安い経費による調達となるように思った。</p>	
<p>あまり細かくし過ぎると今回のような結果になる。業者の都合もあるが、発注のタイミングやロットでどのような工夫が可能か研究課題と思う。</p>	

② 陶芸館床修繕工事

意見・質問	回答等
<p>予定価格が145万円と少額の発注であっても、他の一般的な工事と同様の事務手続きが必要となる。過去から入札制度自体は変わっていないと思われるが、相当の人件費がかかってもやるべき価値があるだけを入札にかけるべきではないか。</p>	<p>地方自治法施行令で随意契約の基準が示されており、建設工事130万円より高額であるため、入札案件となります。</p>
<p>床に段差が生じた原因は何か。検証なしに修繕したのであれば、再び同じことが起こるのではないか。</p>	<p>新築当時に使用していた床暖房が原因と考えられており、現在、同機能を使用していないため、今後においては問題ありません。</p>

③ 八島通配水管布設替工事

意見・質問	回答等
<p>6,500万円弱で入札した多くの業者が最低制限価格を下回り失格となり、予定価格に近い7,200万円弱で落札が決定され、結果として本工事は700万円ほど高くなった。 むしろ、最低制限価格を入札前に公表しておけば、このような事態は防げるのではないか。</p>	<p>これまでの委員会で取り上げられてきた不合理感のある事象の一つです。 建設工事の落札率分布の推移（資料1、16頁）を見ると、全体としてこのような傾向は減少してきています。</p>
<p>もともと最低制限価格はダンピング防止の趣旨と思うが、失格者を多く出し、高い金額での落札決定となったことについて、法令の運用に問題はないのかもしれないが、市民目線では違和感がある。 それに対してどう対処していくか考える必要があると思う。</p>	<p>なお、全員が最低制限価格を下回った場合に同価格を変動させる制度の運用を平成30年度から開始しています。 これまでいただいた意見を参考に、主体性と透明性を合わせた取り組みを検討しているところであり、その方向でさらにこのような事象は減ると考えております。</p>

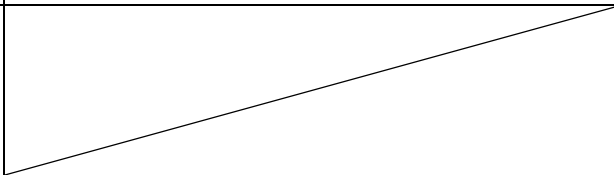
<p>多くの業者が計算を間違えたとは考えにくく、数字だけを見れば不自然なものを感じざるを得ない結果となっている。</p> <p>これを甘んじて受け入れるのか、これを教訓に、対策として考えなくてはいけない事案だと思う。</p>	
<p>簡単にできる案として、最低制限価格を3人で算出するとしても、その最低額を最低制限価格として採用したり、3人の平均から1%を減額したりということもできるのではないか。このような方法についても考えてもらえれば良い。</p>	
<p>既に設計変更で工期が延びているようだが、請負金額も変更していくのか。</p> <p>工期の延長も視野に入れて高めの最低制限価格にした可能性もあると思った。</p>	<p>打合せ簿で変更の協議は行っていますが、今のところ約7割程度ですので、最終的な設計変更はまだですが、金額の増工があると見込んでいます。</p>
<p>僅かな数値の差で何百万高い方が落札することに納得感はないが、現在の平均以外の中央値や最低値といった対策をとっても次の問題が発生する。</p> <p>これまでの協議等による対策でこのような事象が減少してきていることを喜び、あとの残りの対処を考えることで納得していくしかないのでは。</p>	
<p>正確な予定価格の事前公表が最低制限価格を推測する根拠を与えている要素が大きく、今回のような入札結果を生むことに繋がっていると考えると、予定価格を公表しないことや、公表する場合でも価格に幅をもたす(例：7,000～7,500万円)ことによって、業者は算定能力をフルに発揮して考えるという対策も可能か考える余地はあると思う。</p>	<p>他の自治体において同じ悩みをもっているのが実情です。パソコンでランダムな数値を発生させている自治体もあります。</p> <p>極端な入札結果を減らしていきたいと考えており、このご意見につきまして、改善案の一つであると考えます。</p>

④ 富士橋水管橋架設替工事

意見・質問	回答等
<p>最低制限価格について、3人の数値で作る必要はあるのか。</p> <p>誰かが意図的に上や下へ金額を誘導することができてしまうのではないか。</p> <p>算定した金額を確認しているのか。</p>	<p>平成16年に発生した漏洩事件の反省から、3人でつくるという方法を採用しています。</p> <p>それぞれが自由に算定しているのではなく、国のモデル式を基に意図的に極端な結果が出ないように仕組みとしています。</p> <p>最低制限価格を算出するための平均をとる際、それぞれの算定額について確認しています。</p>

<p>予定価格がわかってしまうと、最低制限価格が予測しやすいがゆえに、本件のように的を少し外すと多くの辞退者を出すことにつながる。</p> <p>工事数量は示されているので、予定価格に幅を持たせることが、改善策の一つになりうるのかもしれない。</p> <p>本件のような入札結果については、市民目線から見ると是正が必要である。</p> <p>なお、一つ改善すれば、次の問題が出てくるもの。追いかけてこにはなるが、常時の試行錯誤が望まれる。</p>	<p>他の自治体からは、本市の契約制度が革新的であるとの評価されることがありますが、委員の皆様からは更に斬新な意見を頂戴することができました。ぜひ、今後の制度改正における参考とさせていただきたいと思います。</p>
<p>一見不自然に見える結果は市民目線から見ると行政に対する信頼を損ねることに繋がる。</p> <p>そのような結果が生じない仕組みを工夫することが大切である。</p> <p>最低制限の趣旨を踏み外さない範囲で適切な競争を促して、一つ一つ問題をクリアしていかないと信頼性がなくなる。</p>	
<p>信頼という点では、ゴールポストを動かすように業者からは不満が出るかもしれないが、市民目線も大事と思う。</p>	
<p>国交省が業者保護の観点を入札制度に入れたことによって苦勞していることが分かる。</p> <p>改善の方向性として、最低制限価格は、認められる範囲で最も低いものとなる方策を講じていくべきと思う。</p>	

⑤ 旧行永ポンプ所除却工事

意見・質問	回答等
<p>最終的に一者しか参加しないという事態はなるべく避けておきたいところ。一般競争入札である必要はあったのか。指名競争入札の方がより多く参加を見込めたのではないか。</p>	<p>一般競争入札をできるだけ採用すべきという国の方向性に従い、市においても取り組んでいるところであり、本件についてもこの考えのもと、一般競争入札を採用したものです。</p>
<p>他の参加者の状況（参加している業者数の多い少ない）はわからないのか。</p>	<p>現在採用している電子入札システムでは、他の業者の状況を知ることはできません。</p>
<p>一般的に制度の運用に優先順位のようなものがあるように感じるところであるが、なるべく多くの参加者が期待できる方法を選択いただきたいと思う。</p>	
<p>契約の請負額に変更があるのか。そうであれば、変更内容について説明を。</p>	<p>主な内容として、作業箇所の地盤が緩かったことに対応するための敷鉄板の追加、隣接居住者との調整による防草シートの追加、一体的に行っていた側溝修繕により作業日数も増加し、前面道路の片側通行の発生による交通作業員の追加が必要になったものです。</p>
<p>なぜ、今この工事を行う必要があったか。</p>	<p>本工事箇所は住宅地内であり、計画に則って取り壊すこととしました。</p>

<p>当初契約と変更契約において制限の範囲内であるか。</p>	<p>本件は22%。変更契約になじまない（別契約することが望ましいとされる）著しい変更（30%）を下回っています。</p>
---------------------------------	---

「3 議事 (3) 入札契約手続きの改善について」関係

意見・質問	回答等
<p>発注して終わりではなく、結果を分析して次につなげるという好循環の考え方について、ぜひ進めていただきたい。</p>	

○ 全体を通して

意見・質問	回答等
<p>常識的に見て疑問を持たれる結果はできるだけ潰していくべきで、一番の問題は最低制限価格にあると思っている。 国が本来の目的でないことに使っているのが非常に難しいと思うが、それを掻い潜るように改善して行ってほしい。</p>	
<p>グラフ（資料1、16頁）に見られるように良くなってきているということをまずは喜ぶたい。ただし、最後の一人二人を何とかするということが難しい。それによって、保たれていたバランスが崩れる場合がある。数百万高い契約が成立してしまうことがある制度については、市民感覚に寄り添うようにやわらかく、改善していければよい。</p>	
<p>手順どおり行った事に満足するのではなく、常にその結果について、市民目線でおかしな結果が出ないためにはどうしたらいいかということを中心に考えていただきたい。</p>	